

## 国内経済要録

### ◇米ドル建輸入ユーザンス金利引上げ

本邦側甲種外国為替銀行は、米国における一流銀行引受手形(BA)レートが、12月6日から¼%引き上げられ4.56%(90日物)となったのに伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利を一律年利¼%引き上げて下記のとおりとし、12月9日から実施した。

一般(年利) サービス(金利)

3か月物物つき輸入

ユーザンス金利 7.125%以上 6.875%以上

〃 ½なし

〃 7.375%以上 7.0%以上

4か月物は3か月物の各½%高とする。

### ◇40年度上期全国銀行決算状況

40年度上期の全国銀行経常純益は、1,406億円で前期比130億円、10.2%増と前期(141億円、12.4%増)には及ばないもののなおかなりの好収益を示した。経常収支率も、80.66%と前期(81.53%、0.77%の改善)に引き続き0.87%の大幅改善をみた。

当期決算の特色は以下のとおりである。

(1) 業態別にみると、下表のとおり都市銀行は前期に引き続き大幅な増益となったのに対し、地方銀行、信託銀行

**40年度上期全国銀行業態別  
経常純益ならびに経常収支率**

	40年度 上期	増減(△)額またはポイント			増減(△)率	
		前期比	前期の 前々期 比	億円	前期比	前期の 前々期 比
経常純益	都市銀行	748	126	97	20.3%	18.6%
	地方銀行	443	5	26	1.2	6.3
	信託銀行	94	3	9	3.6	11.2
	長期信用銀行	121	△5	9	△3.8	7.5
	全国銀行	1,406	130	141	10.2	12.4
経常収支率	都市銀行	82.69%	△2.94%	△1.27%		
	地方銀行	75.43	1.89	△0.46		
	信託銀行	74.12	2.34	△0.39		
	長期信用銀行	85.70	1.59	0.05		
	全国銀行	80.66	△0.87	△0.77		

(注) 1. 第一と旧朝日および住友と旧河内の合併に伴う変動調整済み。

2. 経常収支率 =  $\frac{\text{法人税控除前経常支出}}{\text{経常収入}} \times 100$

行の増益率はいずれも小幅化し、長期信用銀行は前期比若干の減益となるなど、前期に引き続き業態により区々の状態となった。また経常収支率も、都銀が依然高水準ながらも前期比改善をみたのに対して、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行はいずれも悪化した。

(2) 一般に①貸出金利の低下、②貸出平残の伸び悩み、③人件費、店舗・機械化関係などの経費増、④取引先の業績悪化などに伴う未収利息の増加などが共通の収益圧迫主因として大きく作用している。しかし都市銀行については、コール・レート的大幅低下が資金コストを大きく低下させたが、これに対し、ローン・ポジションにある信託銀行、長期信用銀行および大部分の地方銀行については、コール・レート的大幅低下が運用利回りの低下をもたらしした。

### ◇財政制度審議会の「財政運営の基本的方向」に関する中間報告

財政制度審議会は、大蔵大臣の諮問にもとづきかねてより国債発行に伴う財政運営のあり方に関し検討中であったが、11月1日、「財政運営の基本的方向」および「歳出の合理化」について中間報告を行なった。その要旨は以下のとおり。

(1) 現在の不況には構造的な要因があり、かつ今後の経済運営にあたっては高度成長下に生じた各種のひずみを是正しつつ安定成長を図っていく必要があるので、財政支出のみに安易な期待をかけるのは適当ではない。しかし当面は、一般会計における担当量の建設公債の発行、所得税等を中心とする大幅減税の実施、財政投融资の重点的拡充といった、ある程度の積極的な姿勢をとる必要がある。

(2) 財政の規模は、国民経済とバランスがとれたものでなければならない。当面、政府支出の増加率は、経済成長率をやや上回る程度とするのが適当である。

(3) 今後、景気調整に対する財政の役割が従来に比べ大きくなることから、その運営に際しては金融政策との間に緊密な連けいを保ち、景気動向に対応した弾力的な態度が要情される。

(4) また、歳出内容についてはいっそう合理化と重点化を図る必要がある。特に重点化の方向としては、社会資本の整備と社会保障の充実を柱としながら、高度成長の過程で生じたひずみの是正を図らなければならない。

(5) 税制の改正や減税規模の決定は、各年度の経済動向や財政需要の状況に応じて弾力的に行なわれる性格のものであり、あらかじめ年割額を定めて機械的に行われるべきものではない。

(6) 公債を発行する場合でも、財政の健全性は是非とも維持されねばならない。このため、経常歳出はあくまで経常歳入でまかなうという原則を堅持し、したがって、公債発行は財政法第4条に規定する公共事業費等の支出範囲に限らるべきである。

(7) 公債の消化は市中消化を原則とし、その発行は市場の消化能力にとって無理のない範囲で行なわねばならない。

(8) 公債発行の歯止めとして、上記建設公債の原則と市中消化の原則とがきわめて有効であるが、基本的には国民が財政に対し合理化かつ健全な考え方をもちことが重要である。歳出規模の安易な拡大や税負担の過度の軽減を安易に望むことは、結局公債発行の累増を招くこととなる。

#### ◇金融制度調査会の「国債発行に伴う金融制度のあり方」に関する答申

金融制度調査会は、11月5日、「国債発行に伴う金融制度のあり方」につき大蔵大臣に答申した。そのおもな内容は次のとおり。

(1) 財政政策と金融政策との関連が従来以上に密接となるので、経済の安定成長を確保するために、両者は相互に補完しあうよう調和のある運営が図られなければならない。

(2) 国債発行に対する金融面からの歯どめとして、国債発行は先進諸国の例にならい、市中公募により市場の消化能力からみて無理のない範囲で行なわれるという原則を確立することが必要である。

(3) 今後は相当量の国債の発行が予想されるので民間資金需要との調整が必要であり、公共・民間両部門間のバランスのとれた成長を図るため、財政運営の弾力化につとめねばならない。さらに国債発行に関する基本的事項については、関係者間で事前に意見の調整を行なう必要がある。

(4) 日本銀行の金融調節は、その時々を経済金融情勢、国債発行の時期や規模などに応じて、弾力的かつ機動的に行なわれなければならない。

(5) 国債流通市場育成のため、長期安定資金が蓄積される環境の形成、短期金融市場の安定化などが必要であり、また国債の発行条件や発行規模が適切に定められなければならない。なお、国債流通市場が整備されるまでの措置として、国債の流動化対策等をとる必要がある。

(6) 国債金利については、現在の市場環境、金融構造を前提として、金利体系全体におけるバランスおよび将来における金利の動向を考慮し、消化先側との意見の調整を行なった上で決定されることが適当である。

(7) 国債の発行方式はシンジケート団による引受け方式が最も有効かつ望ましく、これによる国債の円滑な消化を図るためには多種の金融機関をそのメンバーに加えるなどの配慮が必要である。

(8) 40年度の財源措置については、極力、財源不足額の圧縮、資金運用部資金の活用等を図ることとし、市中公募による国債発行はできる限り少額にとどめるべきである。なお、その条件については41年度以降に発行される国債と特に区別されなければならない積極的な理由はない。

#### ◇政保債・地方債・金融債の店頭気配発表

公社債引受協会では、8月からの社債店頭気配発表に続いて、12月からさらに政保債・地方債・金融債の店頭気配を毎週木曜日に発表することになった。発表方法および内容は次のとおり。

(1) 公社債引受協会加盟57社は、火曜日から翌週月曜日までの間に顧客との間で行なわれた政保債などの売付けおよび買付け価格のそれぞれの最新値を売買規模(1百万円、1千万円、1億円)ごとにとりまとめて協会に報告する。

(2) 協会の気配選定委員会は、報告のあった債券につき銘柄別に買付けおよび売付け価格を算定し、中間値を発表する。

(3) 12月2日発表の各債券の利回りは政保債7.29%~7.35%、地方債7.45%~7.50%、金融債7.35%~7.36%となっている。